個人情報ファイル登録票

個人情報ファイ	ル登録年月日	平成31年04月	01日			
個人情報ファイ	ル廃止年月日					
事務等の名称	商品券発行事務					
特定個人情報 該当の有無	□有 ■無					
個人情報ファイ ルの利用目的						
記録項目(追加か	記録項目(追加がある場合は別紙)					
戸籍的事項	心身の状況	社会生活	4	その他	経済状況	収集制限項目
□識別 番号 ■個氏住年月日・年間 ■性田田 世	□健康状態 □傷病歴 □障害 □身体・性格の 特徴	□学業・ ・学歴 □賞 □世位 □加入団体 □は表 □対表 □成績・評価	■電話	送状況 表・嗜好 話番号 X X番号	■収入状況 □資産状況 ■税状況 ■公的支援状況 □口座番号	□思想・信条 □宗教 □八種・民族 □犯罪歴 □社会的差別の原 因となるおそれの ある事項
記録形態	記録形態 □文書 □電磁的記録併用有 □図面 □電磁的記録併用有 □画像 □電磁的記録併用有 (追加がある場合は別紙)					
収集方法	収集方法 ■本人 ■本人以外(本人以外の詳細は別紙)					
利用及び提供 の状況	目的外利用又は外部提供の有無(保有特定個人情報の照会又は提供の有無 定個人情報を除く。) ■有(詳細は別紙) □無					
外部委託	■有(外部委託の詳細は別紙) □無					
対象者						
プレミアム付商品	券購入対象者					
主な公文書						
プレミアム付商品	プレミアム付商品券購入対象者リスト プレミアム付商品券購入引換券交付申請書					

付表(商品券発行事務

実施機関 市長

本人以外の収集方法の詳細

■当該事務が情報収集する外部機関等の名称

住民基本台帳法の趣旨による基本情報の利用(特定個人情報を除く。)

■有 口無

条例第8条の目的外利用及び外部提供の詳細

■当該事務が目的外又は実施機関を超えて利用する市の所属名称及び事務等の名称

保有課実施機関	保有課所属名称	事務等の名称	根拠条文 条-項-号
市長	税務課	47 個人市県民税特別徴収賦課事務	8-1-5
市長	税務課	52 個人市県民税普通徴収賦課事務	8-1-5

- ■当該事務の内容を目的外に又は実施機関を超えて利用する市の所属名称及び事務等の名称
- ■当該事務の内容を外部提供する外部機関等の名称

条例第8条の2の特定個人情報の照会及び提供の詳細

- ■当該事務が番号法第19条に基づき特定個人情報を照会する市の所属名称及び事務等の名称
- ■当該事務の保有特定個人情報を番号法第19条に基づき提供する市の所属名称及び事務等の名称

外部委託状況の詳細

㈱目立システムズ

/ 台帳及び交付データ作成

記録形態の追加

記録項目の追加

戸籍的事項	心身の状況	社会生活	その他	経済状況	収集制限項目

個人情報ファイル目的外利用等記録票

事務等の名称 (利用課)	商品券発行事務					
保有課名称	税務課					
事務等の名称	個人市県民税特別	別徴収賦誅事務				
利用開始年月日	令和01年06月10	日				
利用廃止年月日						
具体的根拠(利用・目的外 利用をする具 体的根拠及び 理由)	的外 人辛村中個人情報保護宋例第8余第1項第5号					
	【利用・目的外利用する理由】					
	プレミアム付商品券発行事務のため					
記録項目						
戸籍的事項	心身の状況	社会生活	その他	経済状況	収集制限項目	
□識別名 □氏住所 □生年月日・年別 □世期籍・主・展 □世帯族関歴 □対の歴	□健康状態 □傷病歴 □障害 □身体・性格の 特徴	□学業・学歴 □常格 □賞間 □地位 □加入団 □主 □対 □対 □対 □対 □対 □対 □対 □対 □対 □対 □域 □対 □対 □対 □対 □対 □対 □対 □対 □対 □対 □対 □対 □対	□家庭状況 □居住状況 □趣味・嗜好 □電話番号 □FAX □印影	■収入状況 □資産状況 ■税状況 □公的支援状況 □口座番号	□思想・信条 □宗教・民族 □礼会をを □社会のの □社会のの □となる。 □ となる。 □ となる。 □ となる。 □ となる。 □ となる。 □ となる。 □ となる。 □ となる。 □ となる。	

【記録項目の追加】

個人情報ファイル目的外利用等記録票

事務等の名称 (利用課)	商品券発行事務				
保有課名称 事務等の名称	税務課 個人市県民税普遍	通徴収賦課事務			
利用開始年月日 利用廃止年月日	令和01年06月10)日			
具体的根拠(利用・目的外 利用をする具 体的根拠及び 理由)	利用・目的外				
	【利用・目的外利用する理由】				
	プレミアム付商品券発行事務のため				
記録項目	_				
戸籍的事項	心身の状況	社会生活	その他	経済状況	収集制限項目
□識別名 □氏住所 □生年月日·年別 □世期籍·本・続 □開刊 □親姻歴	□健康状態 □傷病歴 □障害 □身体・性格の 特徴	□学業・ ・学歴 □賞賞団 □地入団 □加え張 □成績・評価	□家庭状況 □居住状況 □趣味・嗜好 □電話番号 □FAX □印影	■収入状況 □資産状況 ■税状況 □公的支援状況 □口座番号	□思想・信条 □宗教・民族 □礼会を □礼会を □社会を □社会なるおそれの ある事項

【記録項目の追加】

プレミアム付商品券事業について

消費税・地方消費税率の10%への引上げが低所得者・子育て世帯(0~2歳児)の消費に与える影響を緩和する とともに、**地域における消費を喚起・下支え**することを目的として、プレミアム付商品券の販売を行う市区町村に対し、そ の実施に必要な経費(事業費及び事務費)を**国が全額補助**。

1. 購入対象者

- (1) 2019年度住民税非課税者(課税基準日2019.1.1)※住民税課税者と生計同一の配偶者・扶養親族、生活保護被保護者等を除く。
- (2) 2016.4.2~2019.9.30(注)までの間に生まれた子が属する世帯の世帯主 (注)消費税・地方消費税率引上げ日の前日

購入限度額:①上記1.(1)の該当者:券面額 2.5万円(販売額2万円)

②上記1.(2)の該当者:券面額 2.5万円(販売額2万円)×3歳未満の子の数

※低所得者に配慮した分割販売を実施(5千円単位)

割引率:20% (プルミアム補助額:5千円)

● 使用可能期間:2019.10~2020.3までの間で市区町村の定める期間**(市区町村には2019.10.1使用開始を目標とするよう要請)**

粃 ● 取扱事業者:市区町村内の店舗を幅広く対象として公募(ただし、市区町村が、社会通念上、不適切と判断する商品等の除外は可。)

<適切な事業執行に向けた市区町村への要請事項>

- 商品券の1枚あたり額面は、地域の実情に応じ、利用しやすい額とすること(例:5百円)
- 商品券購入者等に対し、第三者への転売、譲渡は行わないで頂きたい旨の周知を行うこと。

上記制度概要等に規定する事項以外は、各市区町村が独自に実施してきた商品券事業の実施方法など**自治体が最も適切と考える** 実施方法を認め、自治体における迅速・円滑かつ効果的な事業執行を後押し。

3. 予算

※30年度2次補正予算に96億円を別途計上 1,723億円 31年度予算:

市区町村における標準的作業のイメージ

自治体内部の事務局体制の構築 (2月頃)

残額があれば繰越。 自治体の2018年度の補正予算に計上(国補正予算活用) \uparrow 2018年度中の自治体準備経費

(国当初予算活用) 自治体の2019年度の当初予算又は補正に計上 $\mathbf{1}$ プレジム分の補助費 2019年度中の自治体準備経費、

0

月~夏頃 2

粃 商品券使用可能店舗の公募、 換金事務に係る金融機関等との調整 対象者リスト作成・管理システムの構築、 ・購入引換券・商品券作成、 購入希望申請書 事務作業補助を委託する事業者等の選定・調整、 商品券の販売方法・販売期間等の検討、

(課税基準日:1/1) に購入希望申請を促すための個別広報活動の準備 住民税非課税者 (6月頃)

9/30時点でも追加実施 $\overrightarrow{\vdash}$ $^{\circ}$ て甘帯主の抽出 時点住基台帳から三歳未満児子育 \vdash 9

(7月~8月頃

10

※申請受付は11月頃まで実施。 順次審査 届き次第、 \uparrow 購入希望申請受付 非課税者分の個別広報活動実施、

送付準備 購入引換券の作成、

※非課税者分は審査終了したものから順次発送、子育て世帯主分・6/1基準日分は9月中旬頃に発送。 (9月頃~) 購入引換券発送開始

30基準日分については準備でき次第できるだけ早く発送。 6 31基準日分、

> 刨 Щ \sim 7 Щ 0

(分割販売) ※販売開始は、使用開始よりもやや早めとすることもありうる。 購入引換券を提示し商品券販売

刨 Щ ∞ (Щ 0

商品券の使用・換金処理

×

【商品券イメージ】

美



"元気" 川口商品券 (プレミアム付き商品券)」のご利用について

- までご利用いただけます。なお、有効期間を過ぎた場合は、無効となります。 ||口商品券加盟店」の表示があるお店等でのみ使用できます。
 - この商品券の裏面に番号のないものは、無効です
 - この商品券の利用は、1人あたり6万9千円(プレミアム分を含む)を限度とします。
- 換金性の高いもの(商品券、ピール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカードなど) この商品券の利用できないもの
- 風営法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に係るもの 土地および家屋の購入代金
 - 「たばこ事業法」第36条第1項に規定するたばこの
- その他、法律で商品券による購入が禁じられてい 加盟店が利用を不可とした商品 国や地方公共団体への支払い
 - この商品券は、おつりは出ません。
- 商品券の紛失及び盗難等に対し、発行者はその責を負いません。 購入した商品券の返品、現金との交換、譲渡、販売はできませ 商品券で購入した商品等については現金及び当該商品券による
- ●その他、この商品券は発行事業約款の定めにより実施します。●商品券は共通券、専用券の2種類です。加盟店に掲示したポスター等で、どちらを使用できるのかご確認ください。

〇〇市プレミアム付商品券購入引換券

【購入引換券様式イメージ】

購入者氏名 購入者住所

4000円(利用可能額500円) 購入単位

П Ω 購入回数

本購入引換券はお住まいの市町村のプレミアム付商品券購入引換券と 「市域外転出者の方へ) 交換できます。

【購入確認欄】



購入単位1単位を購入する毎に「購入済」印を押印

丰

個人情報ファイル登録票

個人情報ファイ	ル登録年月日	平成17年04月	01日			
個人情報ファイ	ル廃止年月日					
事務等の名称	森林台帳整備事務					
特定個人情報 □有 該当の有無 ■無						
個人情報ファイ ルの利用目的 森林法の定めに基づき、森林台帳整備を行って平成28年5月から林地台帳を作成、平成31年4月から公表し、地域森林整備業務を円滑に推進するために利用する。						
記録項目(追加がある場合は別紙)						
戸籍的事項	心身の状況	社会生活	7	その他	経済状況	収集制限項目
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	□健康状態 □傷病歴 □時害 □身体・性格の 特徴	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	□電話	状況 • 嗜好 番号 ×番号	□収入状況 ■資産状況 □税状況 □公的支援状況 □口座番号	□思想・信条 □宗教 □人種・民族 □犯罪歴 □社会的差別の原 因となるおそれの ある事項
記録形態 □文書 □電磁的記録併用有 □図面 □電磁的記録併用有 □画像 □電磁的記録併用有 (追加がある場合は別紙)						
収集方法	収集方法 □本人 ■本人以外(本人以外の詳細は別紙)					
利用及び提供の状況	目的外利用又は外部提供の有無(保有特定個人情報の照会又は提供の有無 定個人情報を除く。) ■有(詳細は別紙) □有 □無 ■無					は提供の有無
外部委託	外部委託 □ ■無					
対象者						
太宰府市内に森林	を保有する所有者					
主な公文書						_
森林簿			林地	.台帳		

付表(森林台帳整備事務

実施機関 市長

本人以外の収集方法の詳細

■当該事務が情報収集する外部機関等の名称

根拠条文 条-項-号 機関の名称

福岡県農林事務所 7-3-2

住民基本台帳法の趣旨による基本情報の利用(特定個人情報を除く。)

□有 ■無

条例第8条の目的外利用及び外部提供の詳細

■当該事務が目的外又は実施機関を超えて利用する市の所属名称及び事務等の名称

根拠条文 条-項-号 保有課実施機関 保有課所属名称 事務等の名称

54 土地課税事務 市長 税務課 8-1-2

- ■当該事務の内容を目的外に又は実施機関を超えて利用する市の所属名称及び事務等の名称
- ■当該事務の内容を外部提供する外部機関等の名称

機関の名称 根拠条文 条-項-号

福岡県農林水産部農産漁村振興課森林計画係 8-1-2

条例第8条の2の特定個人情報の照会及び提供の詳細

- ■当該事務が番号法第19条に基づき特定個人情報を照会する市の所属名称及び事務等の名称
- ■当該事務の保有特定個人情報を番号法第19条に基づき提供する市の所属名称及び事務等の名称

外部委託状況の詳細

記録形態の追加

記録項目の追加

戸籍的事項	心身の状況	社会生活	その他	経済状況	収集制限項目

第1章 はじめに

1-1 林地台帳制度の概要

概要

- ・平成28年5月の森林法一部改正において、林地台帳制度が創設。
- ・市町村は、一筆の森林の土地ごとに所有者や地番、地目等を整備する林地台帳と森林の土地に関する地図(以下、林地台帳地図)を整備し、公表。

(1) 林地台帳制度創設の背景と目的

近年、森林所有者の世代交代や木材価格の低迷等による森林経営意欲の低下等により、森 林所有者の所在が不明な森林や林地の境界が不明確な森林が増加してきており、円滑な森林 整備の推進に支障をきたしています。

こうした状況を踏まえ、平成 28 年 5 月の森林法(昭和 26 年法律第 249 号)の一部改正において、市町村が統一的な基準に基づき、森林の土地の所有者や林地の境界に関する情報などを整備・公表する林地台帳制度が創設されました。林地台帳の適切な整備と運用により森林所有者・境界を明らかにすることは、森林施業集約化の推進だけでなく、伐採・造林の指導監督や、災害復旧事業等の円滑化も期待されています。

改正森林法の施行日は平成 29 年 4 月 1 日ですが、林地台帳の整備にあたっては十分な準備期間を確保する必要があることから、平成 31 年 3 月末まで経過措置が設定されており、それまでの間に林地台帳を整備することとなっています。

林地台帳及び地図の作成(公表)スケジュール

平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度~
	作成(公表)す	ることができる	
			作成(公表)するものとする

▲法施行(H29.4.1)

▲経過措置終了(H31.3.31)

図 1-1-1

(2) 森林簿と林地台帳の違い

森林簿も林地台帳と同様に森林に関する台帳です。このことから「違いがわからない」、「森 林簿があるのになぜ今さら新たな台帳制度が創設されるのか」といったご質問を多くいただ きますが、両者の目的は明確に異なります。 森林簿は地域森林計画樹立と実施のために県が整備しますが、基本単位は小班と呼ばれる 林況界であり、必ずしも所有者や地番情報を正確に反映していません。こういった状況もあ り、所有者や境界を明らかにする林地台帳制度が創設されています。

台帳の種類	作成主体	目的	作成単位	主な記載事項
森林簿 (森林計画図)	県	地域森林計画の樹立と実施のため、森林の 位置と資源・地理的状況を把握する。	林況 (小班)	林種、林齢、樹冠疎密度、材積、等 (図面:林班、林班番号、小班界、小班番号)
林地台帳 (林地台帳地図)	市町村	森林計画制度の的確な実施・指導や施業 集約化推進のため、森林の土地の所有者と 境界を明らかにする。	地番	地番、地目、所有者氏名·住所、等 (図面:筆界、地番)

図 1-1-2

※本県の森林簿は関係市町村のご協力もあり、所有者情報や地番についても一定の精度で整備していますが、そのような情報を一切登載していない都道府県も多くあります。

(3) 本マニュアルについて

本マニュアルは、林野庁が作成した「林地台帳及び地図整備マニュアル」及び「林地台帳及び地図運用マニュアル」を参考に、福岡県の実情に応じたより具体的な整備と運用例を取りまとめたものです。

第3章 林地台帳及び地図の公表と情報提供

本章では、市町村の庁舎等(以下「市町村窓口」)における林地台帳及び地図の公表並びに情報 提供の事務処理手順について説明します。

3-1 林地台帳及び地図の公表と情報提供の考え方

概要

- ・森林法第百九十一条の五では、林地台帳に記載された事項は公表することとなっている。 (ただし、個人情報等は除くことから、基本的には地番及びその位置が公表の対象)
- ・森林法施行令第十条により、林地台帳に記載された事項について、森林の所有者や森林の 経営の委託を受けた者等への情報の提供を行うことができる。

ただし、情報の提供については、市町村で解釈・対応が異なる場合があることから、各市 町村の条例等を踏まえて対応

林地台帳及び地図は市町村等の行政事務に利用するほか、森林の位置や地番の確認を行い 易くし、森林所有者の森林施業の実施への関心を高めたり、境界情報の確認により保有する 森林の適正な管理を喚起するため、林地台帳の情報の一部及び地図を公表することとされて います。(公表することにより個人の権利権益を害するものとして農林水産省令で定めるもの を除く)

また、森林組合や林業事業体等の地域の森林整備の担い手による集約化施業の取組等を促進するため、同一の都道府県内で森林経営計画の認定を受けている森林組合や事業体等に対して情報提供をすることができます。

林地台帳記載事項のうち、公表するものは、所有者に関する情報(氏名、住所)を除いた、所在、森林の土地の境界に関する測量の実施状況、森林経営計画の認定状況、公益的機能別施業森林等です。林地台帳の情報提供については、原則すべての記載事項が提供対象となります。

公表(閲覧)と情報提供の違い

	対象者	対象森林の範囲	対象とする項目	実施方法
公表	制限なし	制限なし	所有者の氏名、名称及び	窓口における閲覧を基
410	(閲覧申請のあった者)	(申請のあった範囲)	住所を除いた項目	本
	適切な森林施業の実施または施業の集約化に資すると認められるもの			
	・森林の土地の所有者、森林所有者または森林所有者から森	対象者に係る森林の土地に		
	林の施業もしくは経営の委託を受けた者関する部分			
	・隣接する森林の土地の所有者、森林所有者または森林所有	対象者に係る森林の土地に		書面もしくはデータに よる提供
情報提供	者から施業もしくは経営の委託を受けた者	隣接する部分	全ての項目	
INTRIACIA	・経営計画の認定を受けた森林所有者または森林所有者から	対象者に係る森林と同一の		
	経営の委託を受けた者(同一都道府県内の認定者に限る)	都道府県内の部分		
	・都道府県	当該都道府県内		
	· 国	制限なし		

林地台帳及び地図の公表には、所有者の氏名・住所は含まれないものの、台帳や地図は不確実な部分もあることから情報の誤った利用を避ける必要があること、森林の保有・売買には制限がないことを留意する必要があることから、林地台帳の公表は、市町村窓口での閲覧を基本とし、閲覧を希望する場合は、申請書に氏名、住所、利用目的等を記載し申請します。

また、林地台帳の情報提供については、所有者の氏名・住所といった個人情報を含む全ての林地台帳情報が提供の対象となることから、森林法施行令に基づき、森林の施業の集約化等のために、本人や隣接所有者、都道府県及び地域において施業集約化を行うことが確実な*者等が申請する場合に限り行うこととします。

なお、代理人や委任を受けた者への対応は、自治体で解釈・対応が異なる場合があること から、各自治体の条例を踏まえて対応してください。